

平成31年度指宿広域観光推進プロジェクト
訪日外国人旅行商品バス運行助成事業 実施要綱

1 目 的

北部九州地域内国際空港等に就航している各国からの訪日旅行を指宿市まで延伸させるため、日本国内の旅行手配等を行っているランドオペレーター社（ランド機能を有する旅行社も含む。）に対し、旅行商品の貸切バス運行費用の一部を助成し、本市における訪日外国人旅行客数の増加および地域経済の活性化を促進する。

2 助成要件

（１）助成対象条件

- ① 指宿市内に１泊以上すること。
- ② 15人以上の団体旅行であること。
- ③ 旅程内で貸切バスを使用すること。

（２）助成対象旅行商品

- ① 北部九州地域内空港国際線就航路線を使った旅行商品
（鹿児島空港定期就航路線である上海浦東国際空港、台湾桃園国際空港、仁川国際空港、香港国際空港を使った旅行商品を除く。ただし、これらの４空港を経由地とする旅行商品は可とする。北部九州地域は、福岡県、長崎県、佐賀県、大分県、熊本県。）
- ② 鹿児島空港を使用する場合は、定期就航路線以外の国際チャーター便または①の４空港を経由地とする旅行商品に限る。

（３）助成対象事業者

日本国内において対象旅行商品の旅行手配を行うランドオペレーター社（ランド機能を有する旅行社も含む。）とする。ただし、日本国内に所在する金融機関の口座を有し、かつ日本国内の本・支店の口座をもつ事業者に限る。

3 募集時期と助成対象期間

- （１）募集は以下の期間とし、提出期限まで募集する。
- （２）催行日以降の申請は受け付けない。
- （３）助成対象期間内においても、助成決定額が予算額に達した場合は、それ以後の助成は行わない。（先着決定順）ただし、助成決定した旅行商品が変更・取り下げ・中止になった場合は、この限りではない。

申請書提出期限	平成32年３月20日（金）
助成対象期間	平成31年４月１日（月）から平成32年３月31日（火）まで

4 助成額

助成額は、採択された旅行商品について、移動手段として使用する貸切バス１台につき、４万円とする。

5 事務取扱手順

(1) 申請

申請者は、助成申請書（様式1）及び企画書（旅行の行程がわかるもの）を旅行催行日の10日前までに指宿広域観光推進プロジェクト事務局（以下事務局）へ提出するものとする。また、申請者は会社・支店等の代表者とし、申請印も代表者印とする（個人印不可）。

(2) 助成決定

事務局は、申請内容を審査のうえ、助成の可否の決定を行い、その旨を申請者に通知（様式2）する。

(3) 変更・取り下げ・中止の申請

申請者は、申請時点における事業計画の趣旨、内容等を変更・取り下げ・中止する場合は、速やかに事務局へ申請（様式3）し、協議するものとする。内容等の変更については、助成額の変更に関わる事項がある場合、申請するものとする。

(4) 終了報告

申請者は、必ず、旅行商品の催行終了日から、14日以内に事務局へ終了報告（様式4）を提出する。提出期限を過ぎたものは受け付けない。

(5) 助成金の確定

事務局は終了報告の内容を審査し、適正と認められる場合は、助成金の確定通知（様式5）を行う。

(6) 助成金の支払

申請者から請求書（様式6）受理後、14日以内に指定の口座に振り込みを行う。

6 特記事項

(1) 終了報告書には、下記①から④までの資料を添付すること。

- ① バス会社の利用証明書のコピー
- ② 宿泊施設の利用証明書又は宿泊領収書のコピー
- ③ 最終参加者人数を記載した資料（参加者名簿）
- ④ 最終の旅行行程表

(2) 5の(3)の変更・取り下げ・中止申請を故意に怠った場合、決定通知書に記載された助成条件（終了報告書の提出期限を含む）を履行できない場合、又は虚偽の報告を行った場合は、助成決定の取り消しを行うことがある。なお、天変地異その他、申請者の責に帰することのできない理由がある場合は、この限りではない。この場合における助成額の変更は、申請者と事務局が協議して定めるものとする。

(3) 助成決定を受けた旅行商品が、鹿児島県内の自治体や団体から同種の助成を受けている旅行商品である場合は、速やかに申請の取り下げを行うものとする。

(4) この要綱に定めのない事項については、申請者と事務局が協議して定めるものとする。